第十六条を次のように改める。

（緊急の必要がある場合の主務大臣の要求）

第十六条　主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十四条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2　研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第四章中第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（主務大臣等）

第十七条　研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣

二　第十四条に規定する業務のうち、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三　第十四条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2　研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3　研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取）

第十八条　前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会」とする。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第五十八条　独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線」に改める。

（循環型社会形成推進基本法の一部改正）

第五十九条　循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」に改め、同条第二項第二号中「並びに放射性物質及びこれによって汚染された物」を削る。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第六十条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、「実用発電用原子炉」の下に「（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）」を加え、同項第二号中「第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）」に改め、同条第五項第二号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条第三項及び第四条第三項中「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第六十二条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、次号に掲げる機関」を「次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関」に改め、同項に次の一号を加える。

五　原子力規制委員会

第六条第一項中「又は公害等調整委員会」を「、公害等調整委員会又は原子力規制委員会」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）

第六十三条　次に掲げる法律の規定中「及び運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則」に、「又は運輸安全委員会の」を「、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の」に、「又は運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則」に改める。

一　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十二条

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十八条

三　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条

四　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第五十二条

五　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第三十条

六　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条

七　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第八十七条

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正）

第六十四条　独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「再処理施設並びに」を「再処理施設」に改め、「廃棄物管理施設」の下に「並びに原子炉等規制法第五十三条第二号に規定する使用施設等」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉（第四項において「原子炉」という。）並びにこれらの附属施設」を「第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「のうち原子力事業の実施又は原子炉の運転により生じたもの」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条中「を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等」を「、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価並びに原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務等」に改め、「エネルギーとしての利用に関する」を削る。